

地方自治体による ガバメントクラウドの活用について (案)



令和3年1月
内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

ガバメントクラウドが目指す姿

ガバメントクラウドとは

- 「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」とは、政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS）の利用環境であり、早期に整備し、運用を開始することとしています。

地方自治体によるガバメントクラウドの活用

- 地方自治体の情報システムについても、「ガバメントクラウド（Gov-Cloud）」を活用できるよう、具体的な対応方策や課題等について検討をすすめることとしています。
- 対応方針は、次のとおりです。

① アプリケーション開発事業者は、標準仕様に準拠して開発した基幹業務等のアプリケーションを、ガバメントクラウドに構築することができます。

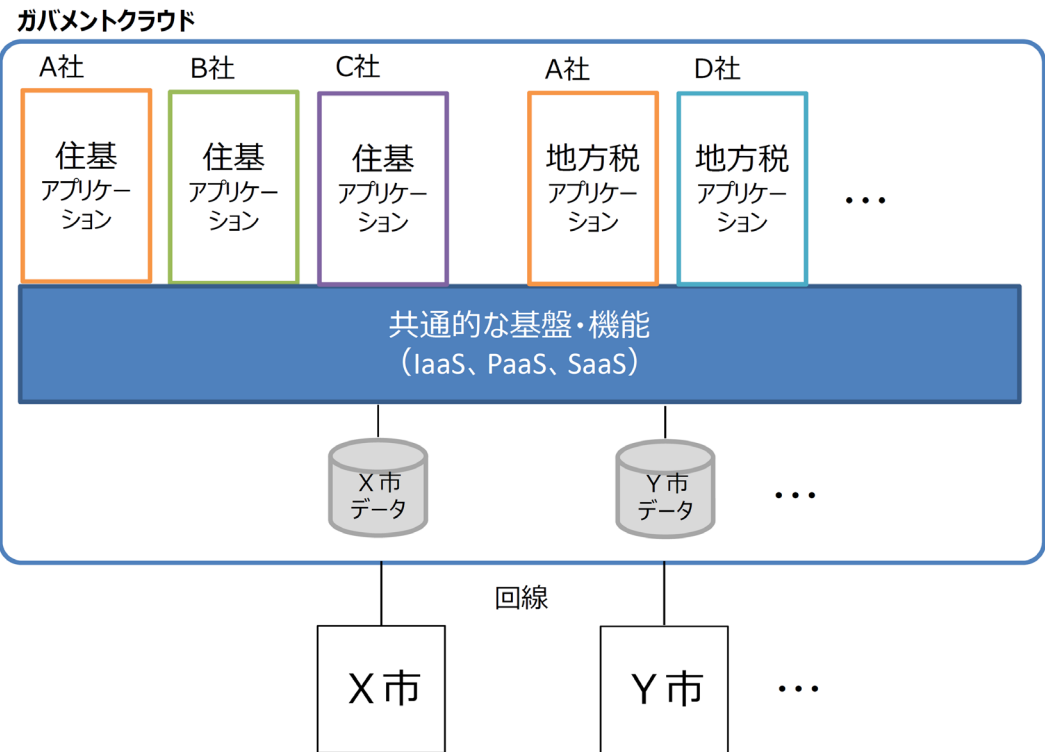
※ 基幹業務等とは、基幹業務（住基、税、介護等のいわゆる17業務）のほか、これに付属又は密接に連携する業務です。

※ 構築できる事業者やアプリケーションの要件、手続等は、今後検討・提示していきます。

② 基幹業務等のアプリケーションは、複数の事業者がガバメントクラウドに構築し、地方自治体は、それらの中から選択することが可能です。

③ 地方自治体は、基幹業務等を、オンラインで利用できるようになります。

→ 地方自治体は、これまでのように、自らサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを所有する必要がなくなります。



地方自治体がガバメントクラウドを活用するメリット

【その1】

ガバメントクラウドを活用して、サーバー、OS、アプリを共同で利用することにより、コスト削減につながります。

民間事業者がガバメントクラウド上で開発したアプリを自治体を選べるようにすることで、競争によるコスト削減や使い勝手の向上も図ります。

【その2】

ガバメントクラウドが提供する機能を活用して、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張が可能となります。

住民の皆さんに、新しいサービスを早くお届けすることが可能になります。

【その3】

ガバメントクラウドを活用することで、アプリ移行の際のデータ移行が容易になり、庁内外のデータ連携が容易となります。

住民の皆さんに、入力の手間を省いたワンストップのサービスを提供しやすくなります。

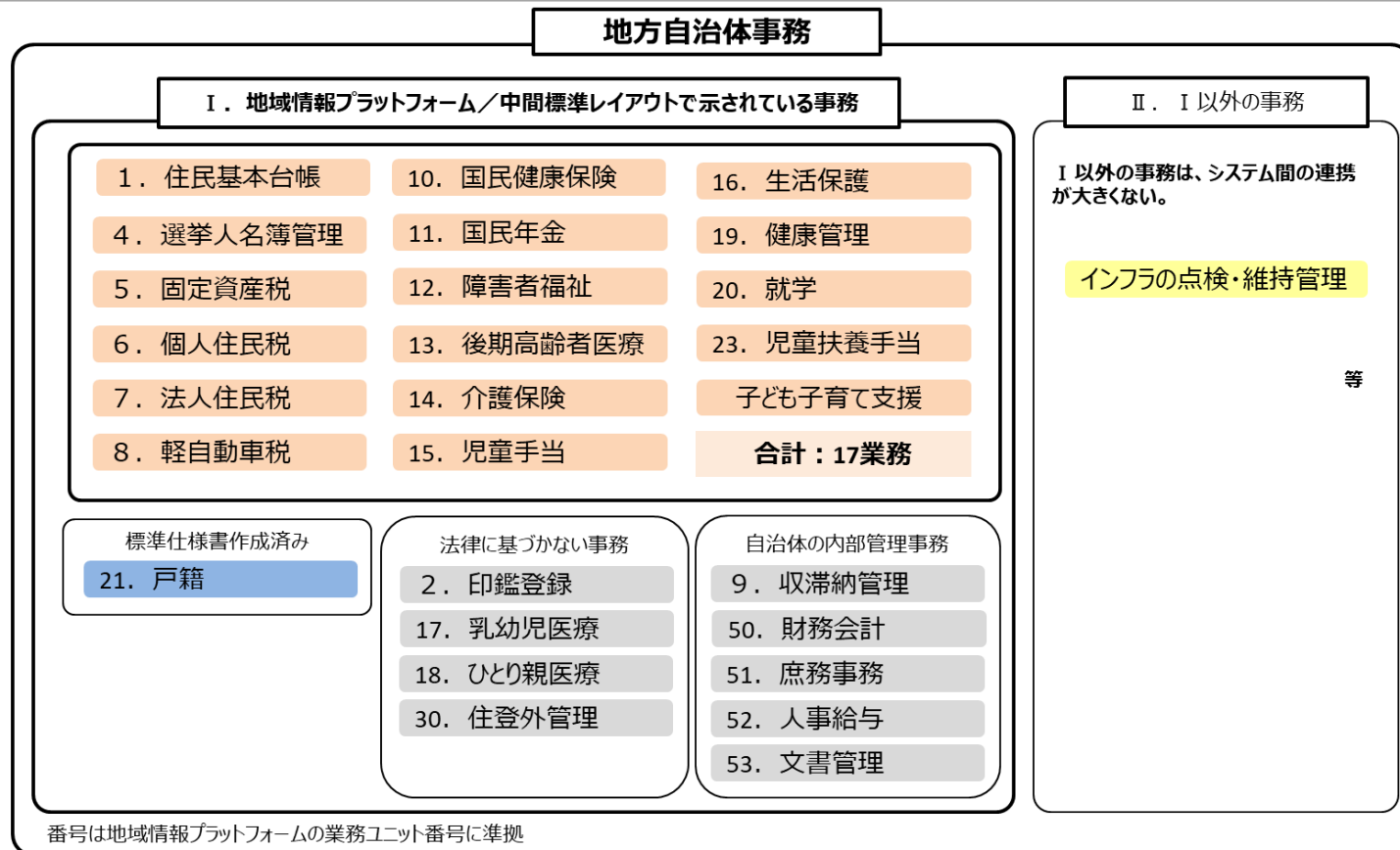
【その4】

ガバメントクラウドがまとめて行うことで、各団体が個別にセキュリティー対策や運用監視を行う必要がなくなります。

個別の団体では講じられないような、最新のセキュリティー対策も導入可能になります。

【参考】ガバメントクラウドを活用する業務システム

- **業務システム**とは、相互のシステム間の連携が大きい、「地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウト」で示されている事務に係るシステムをさします。
- **基幹業務システム**は、地域情報プラットフォーム／中間標準レイアウトで示されている事務のうち、各府省において標準仕様書を作成することとされている事務（現時点では、下記の17業務）に係る業務システムをさします。これらは、ガバメントクラウドの活用を積極的に国が推進します。
- **基幹業務以外の業務システム**のうち、基幹業務に付属又は密接に連携する業務システムについては、ガバメントクラウドに構築することができることとします。



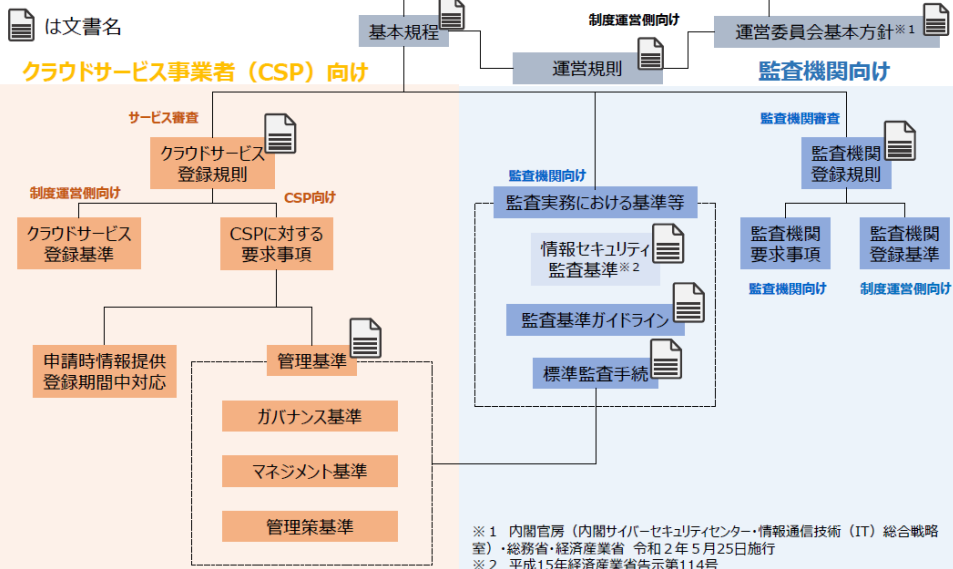
ガバメントクラウドのセキュリティ対策

○ ガバメントクラウドのうち、地方自治体が活用するクラウド事業者及び環境については、次の事項をはじめ対策を的確に講じることにより、高いセキュリティを確保する方針です。

- ・ ISMAP（政府によるクラウドセキュリティ評価制度）の評価・登録を受けたクラウドサービスを活用します。
- ・ データセンタの物理的所在地が日本国内であり、合意を得ない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこととします。
- ・ 一切の紛争は、日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであることとします。
- ・ 地方自治体のシステムについて、データを団体ごとに論理的に分離するとともに、厳格なアクセス制御を行う等、高い機密性を確保します。
- ・ 地方自治体の他のシステムとの接続は、専用回線により行い、インターネットからの接続は、セキュリティクラウドを設ける等、ネットワークのセキュリティを確保します。
- ・ 同一構成による東西の2センターを構築する等、高い可用性を確保します。

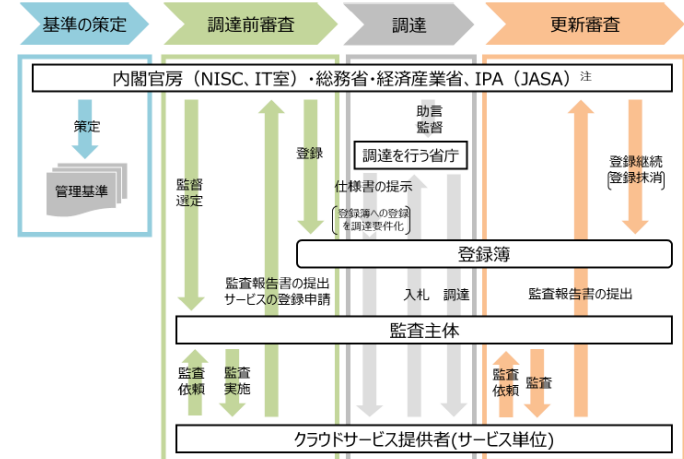
ISMAPの全体像

「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度の基本的枠組みについて」（サイバーセキュリティ戦略本部決定）



制度の基本的流れ

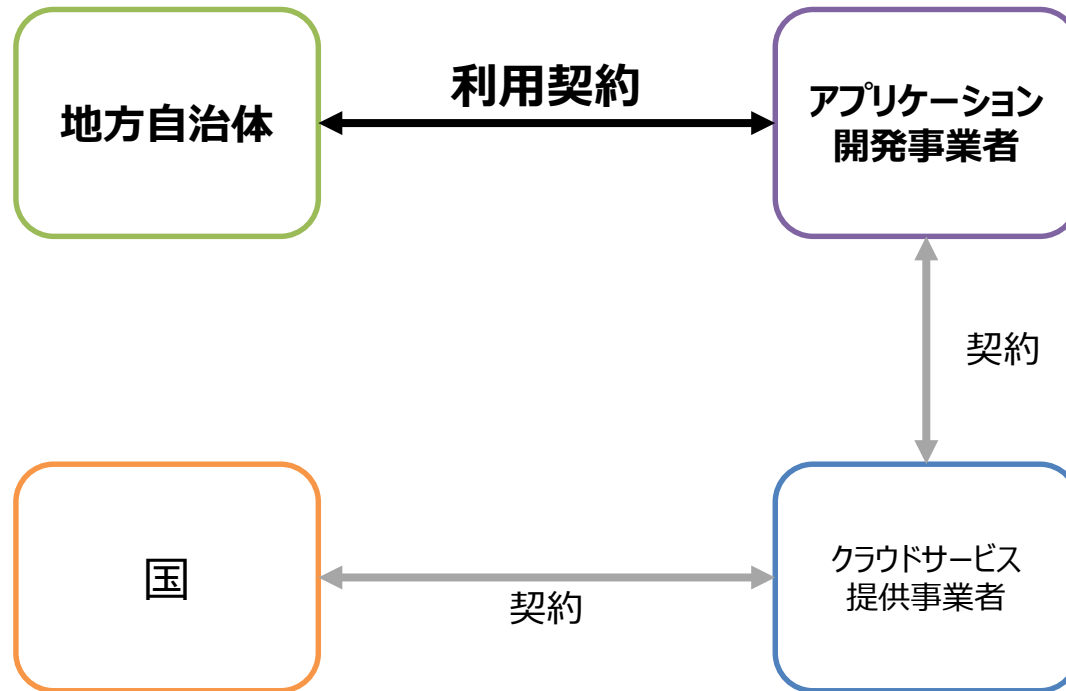
- 本制度の基本的な枠組みは、**国際標準等を踏まえて策定した基準に基づき、各基準が適切に実施されているか監査するプロセスを経て、サービスを登録する制度**
- **各政府機関は、原則、安全性が評価され「登録簿」に掲載されたサービスから調達。**



（注）制度運用に係る実務及び評価に係る技術的な支援をIPAが行い、うち、監査機関の評価及び管理に関する業務についてJASAに再委託する。

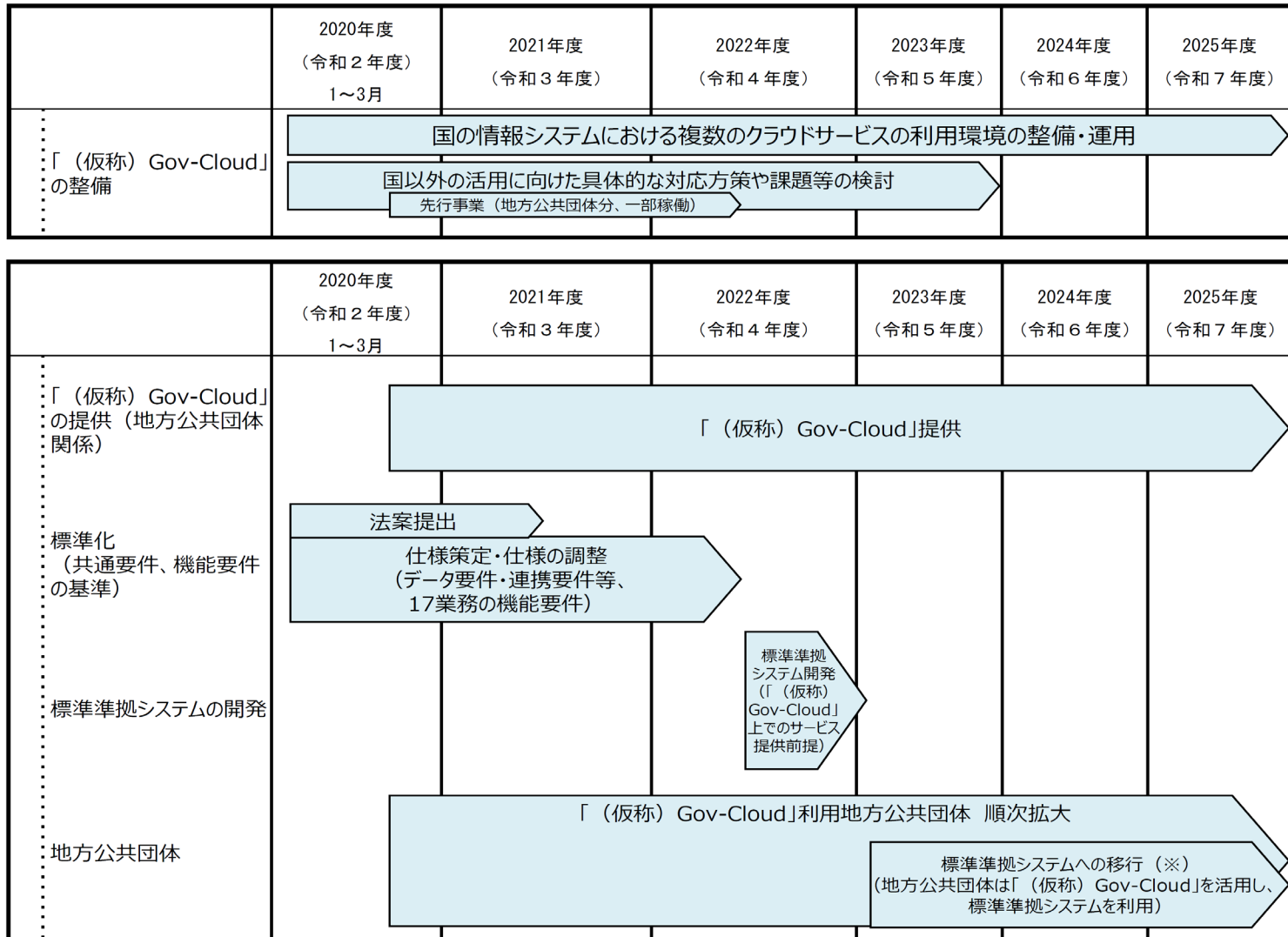
ガバメントクラウド上の業務アプリを利用する契約

- 国は、クラウドサービス提供事業者との契約により、その提供する共通的な基盤・機能（サーバ等のハードウェア、OS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェア）の整備を行います。
- 地方自治体は、「アプリケーション開発事業者」と利用契約を結ばば、独自にサーバ等を調達することやクラウドサービス提供事業者との契約を結ばなくても、希望するガバメントクラウド上のアプリケーションを利用することができるようにする予定です。
※下図はあくまでイメージであり、具体的な契約方法、費用分担、責任分界等は、今後の先行事業を通して、詳細化していく予定です。



地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール

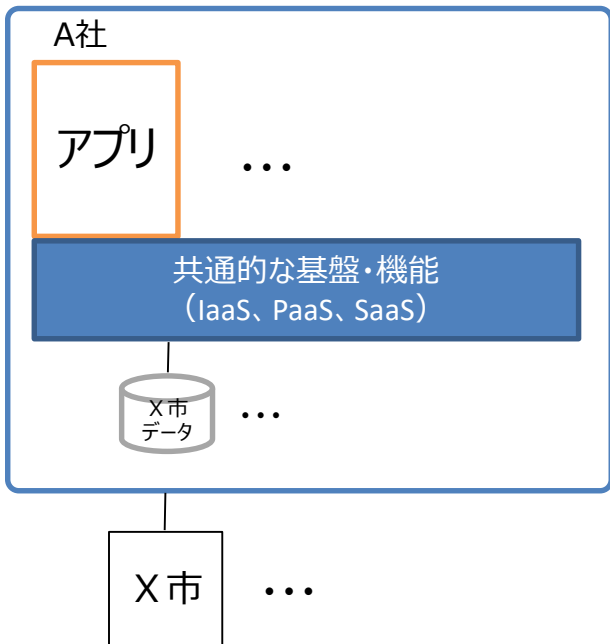
IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

地方自治体の業務システムの統一・標準化に向けたスケジュール（イメージ）

先行事業(R3・R4)

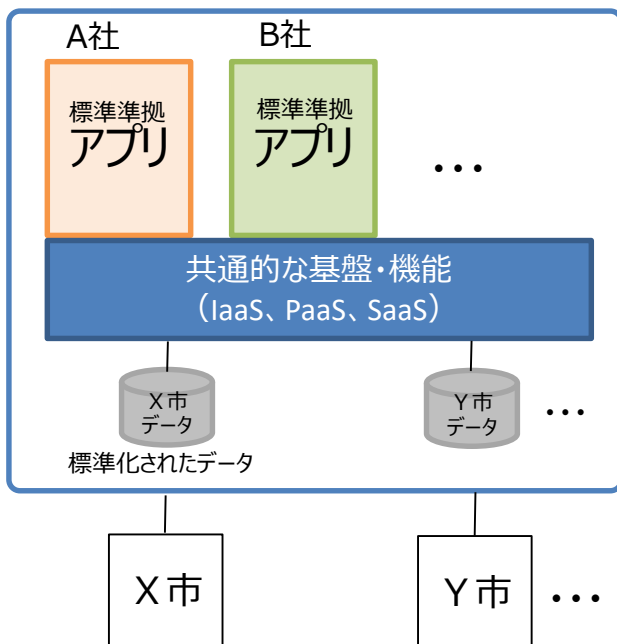


ガバメントクラウドの活用を開始

ガバメントクラウドへのクラウドリフトを先行事業として行い、課題や手法の整理を行います。

2022（R4）年度までに緊急時給付等を簡便に行うためのアプリケーション（（仮称）自治体等共通 SaaS）等をガバメントクラウドに構築します。

本格移行期(R5~R7)

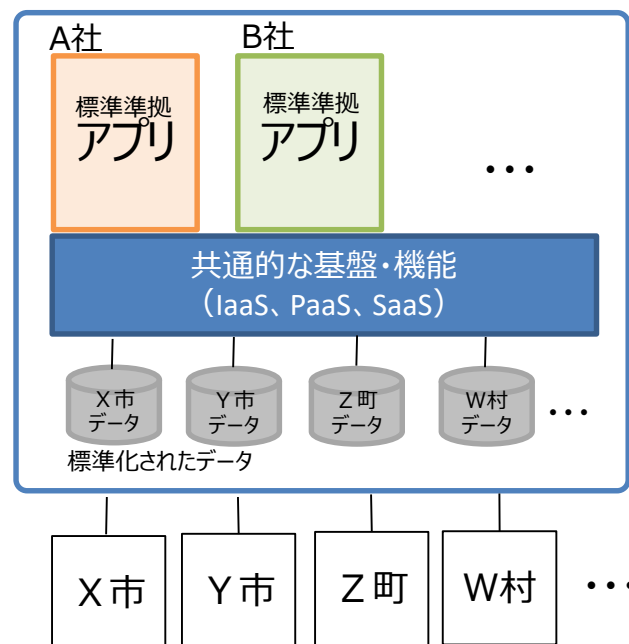


標準仕様に準拠した業務アプリがガバメントクラウドに構築され、地方自治体が順次、活用を開始

活用を開始した地方自治体において、

- ① 主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。
- ② 制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
- ③ アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

【R7年度末の姿】



原則、全ての地方自治体で活用を開始

原則、全ての地方自治体において、

- ① 主要な手続をオンライン・ワンスオンリーのサービスを住民に提供できるようになります。
- ② 制度の見直しや緊急時に合理的なコストで俊敏な対応が可能になります。
- ③ アプリの乗り換えの際のデータ移行が容易になります。

先行事業について(1)

- 原則、基幹業務システムについては、令和7年度末までに、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにするため、業務システムの更新時期が近付いている市町村や、将来を見越して希望する市町村を対象に、IT室（デジタル庁設置後はデジタル庁）は、ガバメントクラウドを活用して業務システムをオンライン利用する先行事業を実施します。
- 国は、ガバメントクラウドを活用することの課題の検証等を行うため、要する費用はすべて負担します（令和2年度3次補正予算事業）。
- 参加を希望する市町村に対し、2021年3月末までに公募を開始する予定です。詳細は別途通知します。

1. 対象市町村

- ・業務システムの更新時期が近付いている市町村で参加を希望する市町村
- ・将来を見越して参加を希望する市町村

2. 対象とする業務システム

- ・基幹業務のシステム
- ・基幹業務のシステム 及び 基幹業務以外の業務のシステム
※上記対象市町村が選択

※留意事項：

- ①基幹業務の標準仕様を各府省が策定し終えるタイミングは令和4年夏であるため、それ以降、標準準拠システムへの移行が必要となります（当該移行に伴う経費については、補助金の対象となります）。
- ②シングルクラウドとマルチクラウドの比較も検証しますが、それに要する費用は国が負担します。

	シングルクラウド環境	マルチクラウド環境
基幹業務のみ	Aパターン	Cパターン
基幹業務 + 基幹業務以外	Bパターン	Dパターン

先行事業について(2)

3. 検証事項

○ 次の事項について、検証を行う予定です。

(1) 移行における課題の整理

- ① 移行における標準的な手順（先行自治体の例をもとに効率的な移行手順を検討）
- ② データの円滑な移行
- ③ ソフトウェアの円滑な移行
- ④ 既存システム（データ連携等を行うシステム）との調整
- ⑤ 職員向け研修
- ⑥ 移行団体数・タイミングの調整

(2) 移行後の運用の課題の整理

- ① 回線の負荷（大多数の自治体がガバメントクラウド上の標準準拠システムをオンラインで利用するために必要な回線のあり方についても検討）
- ② サーバの負荷
- ③ トラブルがあった場合の対応（自治体、業務システム提供ベンダ、クラウドベンダ、国の役割・責任等を整理）
- ④ データ連携の容易性
- ⑤ クラウドの乗り換えの容易性
- ⑥ ガバメントクラウド上における既存システムから標準準拠システムへの移行

(3) 導入後の効果

- ① ガバメントクラウド上での既存システム・標準準拠システムの運用に係る経費の削減
- ② 職員負担の軽減（システムの発注・維持管理、制度改正による改修対応等の負担軽減）

【問い合わせ先】

内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室
担当：森、高久、清水、荻野、三浦
e-mail：git-local_package@cas.go.jp
TEL：03-3503-8407（直通）

今後のスケジュール（案）

「地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）」は、下記のスケジュールのとおり、「デジタル改革共創プラットフォーム」等を通じて、対話を重ね、地方自治体の皆さんからの意見を丁寧に聴きながら進めていきます。

令和3年1月22日 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議
・地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（案）

令和3年2～3月 デジタル改革共創プラットフォーム等を通じた対話

令和3年3月 地方自治体によるガバメントクラウドの活用について（概要）の公表

令和3年3月 先行事業の公募開始

【デジタル改革共創プラットフォーム（β版）】

※12月18日、Facebook上で運用開始

- 主に自治体職員が使いやすい共創プラットフォーム（正式版）の機能・要件等について議論。
- 自治体職員の有志団体等も活用しているFacebookのグループ機能を活用。



Facebookのトップページ

【機能】

- ✓メンバーは政府・自治体の正規職員に限定。
- ✓参加者が自由に投稿可能。
投稿に対するコメント等により意見交換を実施。
- ✓Facebookのトップページは公開。
実際に対話を行うグループページは非公開。
- ✓事務局は不適切投稿の削除や、ユーザーの削除も可能。
- ✓事務局からの投稿も可能。

【デジタル改革共創プラットフォーム（正式版）】

※令和2年度中（3月末）までに開発の上、運用開始

- Facebookでの議論を踏まえて、自治体職員にとって使いやすいプラットフォームを構築。

【必要な要件(例)】

- ✓LGWAN・インターネット双方への対応
- ✓個人認証機能(自治体職員であることの確認)など

- 自治体システムの標準化・共通化
・国・地方のクラウド基盤の整備
・ネットワークの在り方
等について、
政府と自治体職員が直接対話するプラットフォームへ

※デジタル改革共創プラットフォーム（β版）への参加方法

以下のURLから、グループへのメンバーリクエストを送付してください。

<https://www.facebook.com/groups/208223057559245>

【参考】デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）抄①

「（仮称）Gov-Cloud」の整備

【現状】

各府省や地方公共団体は、それぞれが業務処理に必要なシステムを構築することを原則としつつ、政府共通プラットフォームや自治体クラウドなどの共同化が、進められている。

【取組方針】

政府の情報システムについて、共通的な基盤・機能を提供する複数のクラウドサービス（IaaS、PaaS、SaaS※）の利用環境（「（仮称）Gov-Cloud」）を整備し、早期に運用を開始する。

業務改革（BPR）、業務・データの標準化等を前提に、「（仮称）Gov-Cloud」を活用し

て各情報システムを構築することで、情報システムの迅速な構築及び柔軟な拡張、最新のセキュリティ対策、技術革新対応力や可用性の向上、コストの大幅低減といった効果が期待される。また、独立行政法人、地方公共団体、準公共分野（医療、教育、防災等）等の情報システムについても、「（仮称）Gov-Cloud」の活用に向けて、具体的な対応方策や課題等について検討を進める。

※ Infrastructure as a Service、Platform as a Service、Software as a Service

【参考】デジタルガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）抄②

一 地方公共団体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」活用

【取組方針】

住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを目指す。

標準仕様の作成を通じて団体間の業務の差異の調整に係る負担を軽減し、新たなシステムへの移行を容易にし、地方公共団体の業務システムの標準化・共通化を推進することによって、今後の制度の改正時において、制度改正に係るシステム改修に要する費用を大幅に削減できるようにする。

このため、地方公共団体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を、2021年（令和3年）通常国会に提出する。国は、財源面（移行経費等）を含め主導的な支援を行う。その際には、「(仮称)Gov-Cloud」の利用に応じた地方公共団体の負担の在り方について合わせて検討する。また、目標時期を2025年度（令和7年度）とし、それに向けて地方公共団体が対応に向け準備を始められる環境をつくる。

その際、地方公共団体の主要な17業務の標準化・共通化について、地方公共団体が処理する事務が適切かつ効率的に行われるように、それぞれの事務について詳細な検討を深めた上で、デジタル庁が整備方針や上記法律案の基本方針の下に全体を調整しつつ推進する。

なお、取組においては、多様な地方公共団体の実情や進捗をきめ細かく把握し、丁寧に意見を聴いて進めるとともに、地方公共団体に分かりやすく目標・取組・スケジュール等の段取りを示し、適時・適切に調整しつつ、住民サービスの安定・向上と、自治体業務の円滑化・効率化を旨として、推進する。

※ まずは、APIを整備し、できるだけ仕様をそろえていくところからスタートしつつ、制度の見直しに対して合理的なコストで俊敏に対応できるシステムを作っていく。標準化・共通化は、そのための取組である。

※ 地方公共団体のシステムを支えるシステムベンダーの理解と協力も重要である。デジタル政府・社会を実現していく中では、IT業務はむしろ増加する。これまでのように同じものを作り直す業務をなくしていき、貴重なIT人材を、新たな価値やサービスを創造するための業務にシフトさせていくことが重要である。